

香椎税務署からのお知らせ

インボイスって、
なんだ??

えっ？変わるの？
～消費税～

取引先を持つすべての事業者の方に影響する制度です

★香椎税務署では毎月「インボイス説明会」を開催しています
国税庁ホームページまたは税務署へお尋ねください《予約受付中！！》

問) インボイス制度とは

答) 請求書や領収書を発行する際に

① 登録番号

② 消費税の適用税率

③ 消費税率ごとに区分した消費税額等

の記載が必要となります

問) 登録番号を受けて注意することは

答) 税務署から登録番号を受けた方は、消費税の申告と納付が必要となります

問) 登録番号とは

答) 請求書や領収書に登録番号を記載するためには、税務署に事前に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、税務署から登録番号を受けることが必要となります

問) インボイスをしなかった場合は

答) 売上（収入）先が、あなたに支払った分の消費税額が課税仕入金額（消費税の経費）として引けなくなるため、取引先や売上先の消費税額が増える可能性があります

問) 必ず登録する必要があるのか

答) 登録をするかどうかは、事業者の方の任意です

登録に当たっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目の準備をお勧めします

問) もっと詳しく知りたい場合は

答) 説明会を開催しています



説明会に関する情報

【問合せ先】

香椎税務署：092-661-1031